

おくやみガイドブック

ご遺族の負担を少しでも軽減するため、死亡に伴う
手続をご案内します。



【ご予約ください】

☎ 022-767-2118

(予約受付は、平日 午前8時30分 ~ 午後5時)

- ご予約頂いた方を優先してご案内しております。
- 手続の担当窓口では、混雑状況によりお待ちいただくことがあります。

※ 死亡届の審査に日数がかかります。お手続は届け出後、1週間後を目安にご来庁ください。

【担当】町民生活部 町民課 戸籍住民係

ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、
さまざまな申請や届出いただく手続きが生じてくるかと存じます。

利府町では、それらのうち、主に町へ申請・届出いただく分を、少しでも
分りやすく簡単に済ませていただけるよう『おくやみ相談』窓口を設け、
各種手続きのお手伝いやご案内をしています。

どうぞ、ご利用ください。

利府町長 熊谷 大

死亡に伴う各種手続で住民票・戸籍等を請求する方へ

町民課 戸籍住民係 Tel : 022-767-2118

◎戸籍（除籍）謄本・抄本の請求について

- ・死亡届を提出してから、死亡の記載がされた戸籍（除籍）謄抄本が請求いただけるまで、1～2週間程度かかります。本籍地が利府町以外の場合は、本籍地の市区町村へお問い合わせください。
- ・出生から死亡までの戸籍を請求される場合は複数の戸籍になることがあります。

〈請求できる方〉

①本人等・戸籍の名欄に記載のある方(本人)

同じ戸籍の名欄に記載がある方は、本人として請求できます。

②上記の方の配偶者、直系尊属(父母等)、直系卑属(子等)

③第三者

①②以外の方が請求者の場合は、請求理由等を詳しく記載していただきます。

請求理由等が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

正当な理由があると認められない場合は、戸籍証明（除籍謄本等）を発行することができません。詳しくは、請求先の市区町村へお問い合わせください。

※兄弟、姉妹は直系に該当しないため、請求できる方からの委任状が必要になります。

〈持ち物〉

○窓口へ来た方の本人確認書類

[AまたはBのどちらか]

A：請求者本人の顔写真つきの身分証明書 **【1種類】**
マイナンバーカード（個人番号カード）、自動車運転免許証、パスポート 等

B：請求者本人の身分証明書（写真なし） **【2種類】**
健康保険証、介護保険証、年金手帳、公的医療受給者証明、公的年金証書、生活保護受給者証 等

○委任状(代理人のみ)

○請求権限を確認できる書類

上記②の方の本籍地が利府町以外の場合、親族関係が確認できないため、親族関係が確認できる戸籍謄本等を窓口でご提示ください。

◎各種手続に必要な証明書等の種類は、手続先にご確認ください。

おくやみ相談窓口にお持ちいただくもの

おくやみ相談窓口にお越しの際は、次に該当するものをお持ちください。

●亡くなられた方のもの

- 国民年金証書、年金手帳又は年金機構発行の振込みはがき**
- 国民健康保険証又は後期高齢者医療被保険者証**
※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員分の被保険者証
- 介護保険被保険者証**
(認定を受けている方は負担割合証・負担限度額認定証等)
- 納税通知書** (町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳**
- 子ども医療費受給者証、障害者医療費受給者証、母子・父子家庭医療費受給者証**
- 印鑑登録証、住民基本カード** (登録・作成されていた場合)
- その他町から発行された証書など**

●窓口にお越しの方のもの

- 本人確認書類**
 - ・写真付きのもの1点
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
 - ・写真付きのものがない場合は次のものから2点
保険証 (健康保険・介護保険)、年金手帳 など
- 印鑑** (朱肉を使用するもの)
- 会葬礼状又は葬儀の日程表又は埋火葬許可証** (葬祭費支給申請の場合)
- 預貯金通帳** (喪主・相続人それぞれの通帳)
- 未支給年金を請求される方のマイナンバーカード又は個人番号通知カード**
※未支給年金を請求できる遺族と優先順位は次のとおり
①亡くなった方と生計を共にしていた配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
⑥兄弟姉妹 ⑦その他3親等内の親族
- 委任状** (別世帯の来庁者が世帯主変更を行う場合や戸籍等証明書の請求を代理人が行う場合)
- 法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書** (公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言)

※その他、必要書類等は各種手続のページで確認してください。

目 次

住民登録	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が亡くなったとき ・印鑑登録をしていた方 ・マイナンバーカードをお持ちの方 	P. 4
年金	<ul style="list-style-type: none"> ・公的年金を受給していた方及び加入していた方 ・農業者年金を受給していた方及び加入していた方 	P. 4～P. 5
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に加入していた方 ・国民健康保険に加入している方がいる世帯の世帯主だった方 	P. 5
後期高齢	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険に加入していた方 	P. 6
介護保険 高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方又は介護認定を受けていた方 ・各種高齢者福祉サービスを利用していた方（緊急通報システム、紙おむつ券、食の自立支援事業、布団クリーニングサービス） 	P. 6
税金 保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・町県民税 ・原動機付自転車等（利府町ナンバー） ・固定資産税 ・町税の納税相談 	P. 7～P.8
障がい福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県心身障害者扶養共済制度に加入していた方 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を持っていた方 ・自立支援医療受給者証（精神通院）を持っていた方 ・更生医療受給者証、育成医療受給者証を持っていた方 ・特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給していた方 ・受給者証(障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援)をお持ちの方 ・各種福祉サービスを利用していた方（福祉タクシー利用料助成、ガソリン等費用補助、障害者医療費助成、有料道路割引等） 	P. 8～P. 9
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当を受給していた方（公務員を除く） ・児童扶養手当を受給していた方 ・子ども医療費、母子・父子家庭医療費を受給していた方 ・就学援助を受給していた方 ・認可保育園の保護者の方 	P.10
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅に入居されていた方 ・水道の所有者、使用者が亡くなったとき ・町営墓地を使用していた方 ・犬を所有していた方 ・亡くなった方のごみの処理を行うとき ・農地を相続された方 ・児童扶養手当、母子・父子家庭医療費、就学援助等支援制度の案内 ・経済的に困りの方の相談窓口 	P.11～P.12
その他 2	<ul style="list-style-type: none"> ・役場以外の場所での手続のご案内 ・手続に関する委任状のご案内 	P.13～P.18

住民登録関係

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
世帯主が亡くなったとき	○世帯主変更届 (亡くなった方が3人以上の世帯の世帯主であった場合)	・届出人の本人確認書類 ・国民健康保険証 (国民健康保険に加入されている方のみ)	町民課戸籍住民係 1階 ①窓口 TEL: 022-767-2118
印鑑登録証・マイナンバーカード又は個人番号通知カードをお持ちの方	○死亡届によって印鑑登録証は抹消されます。 ○マイナンバーカード又は個人番号通知カードについては、相続等の手続きで必要になる場合があるので、各種手続きが完了し、不要になったら役場へ返納してください。		町民課戸籍住民係 1階 ①窓口 TEL: 022-767-2118 町民課マイナンバー係 1階 ①窓口 TEL: 022-767-2118

年金

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
国民年金を受給していた方	○死亡届 ○未支給年金請求 ○遺族基礎年金請求		町民課国保年金係 1階 ①窓口 TEL: 022-767-2340
国民年金に加入していた方	○死亡届 ○遺族基礎年金請求 ○死亡一時金請求 ○寡婦年金請求	<共通で必要なもの> ・亡くなった方の年金証書・年金手帳 ・請求者と亡くなった方の関係が分かる戸籍謄本 ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者となる方のマイナンバーが分かる書類 ・手続きする方の本人確認ができるもの (運転免許証等)	※年金事務所は相談窓口の混雑が予想されます。ご相談・お手続きの際は、予約の上、来訪していただきますようお願いいたします。 仙台東年金事務所 TEL: 022-257-6111
厚生年金を受給していた方	○死亡届 ○未支給年金請求 ○遺族厚生年金請求	<遺族年金を請求する際に追加で必要なもの> ・死亡診断書の写し ※上記以外にも、世帯の構成等により、個別に必要な書類が発生する場合があります。	日本年金機構年金ダイヤル TEL: 0570-05-1165 ※050からの電話は TEL: 03-6700-1165 町民課国保年金係 1階 ①窓口 TEL: 022-767-2340

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
共済年金を受給していた方	各共済組合へ直接お問い合わせください。		
恩給を受給していた方	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください		総務省恩給相談窓口 Tel : 03-5273-1400
農業者年金を受給していた方	○死亡届 ○未支給年金請求	<p>※下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、まずは、右記担当窓口でご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の年金証書 ・亡くなった方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等の写し ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者となる方の印鑑（認印） 	<p>手続は仙台農協利府支店で行います。</p> <p>農業委員会事務局 Tel : 022-767-2191</p>
企業年金を受給していた方	各企業年金基金等又は企業年金連合会（年金相談室） Tel : 0570-02-2666		

国民健康保険

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
国民健康保険に加入していた方 又は 国民健康保険に加入していた方がいる世帯主の方	○資格喪失 ○保険証及び各種認定証の返還 ○葬祭費支給申請 ○送付先申請 （世帯主の場合） ○世帯内の加入者全員に交付している証の記載事項変更	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険に加入している方の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の被保険者証、各種認定証 ・記載事項に変更のある方の被保険者証、各種認定証 ・手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） ・世帯主及び国民健康保険に加入している方のマイナンバーが分かる書類 ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状、葬儀の日程表等） ・葬祭費の振込先口座が確認できるもの（基本的に喪主の口座） ●国民健康保険に加入していない世帯主の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・その世帯の加入者の被保険者証 ・その世帯の加入者の各種認定証 ・手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等） ・世帯主及び国民健康保険に加入している方のマイナンバーが分かる書類 	<p>町民課国保年金係 1階 ①窓口 Tel : 022-767-2340</p>

後期高齢者医療

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
後期高齢者医療 保険に加入して いた方	<ul style="list-style-type: none"> ○保険証及び各種認定証の返還 ○葬祭費支給申請 ○相続人代表届 ○高額療養費等の振込口座の登録・変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の被保険者証 ・亡くなった方の各種認定証 ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの(会葬礼状・葬儀の日程表等) ・葬祭費の振込先口座がわかるもの(基本的に喪主の口座) ・手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等) ・世帯主及び国民健康保険に加入している方のマイナンバーが分かる書類 ・相続人代表となる方の振込先口座が確認できるもの 	町民課国保年金係 1階 ①窓口 Tel: 022-767-2340

介護保険・高齢者福祉

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
65歳以上の方 又は 介護認定を受けていた方	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険被保険者証等の返還 ○相続人代表届出 ○介護認定申請取下げ書届出(該当の方) ○高額介護サービス費の振込口座の変更(該当の方) 	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の介護保険被保険者証(水色) ・亡くなった方の介護保険負担割合証(ピンク)(該当の方) ・亡くなった方の負担限度額認定証(緑)(該当の方) ・相続人代表となる方の振込先口座が確認できるもの 	地域福祉課 介護福祉係 1階 ③番窓口 Tel: 022-767-2198
緊急通報システムを設置していた方	○緊急通報システム撤去の届出	右記に連絡し、手続きを行ってください。	地域福祉課 介護福祉係 1階 ③番窓口 Tel: 022-767-2198
紙おむつ券の給付を受けていた方	○紙おむつ券の返還の届出		
食の自立支援事業を利用していた方	○配色サービスの利用停止の届出		
布団クリーニングサービス事業を利用していた方	○布団クリーニングサービスの利用停止の届出		

税金・保険料

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
町・県民税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めていた方	○相続人代表者届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人代表となる方の本人確認書類（運転免許証等） ※郵送での提出は、本人確認書類の写しを添付が必要です。	税務課 町民税係 1階 ④番窓口 Tel:022-767-2117
原動機付自転車等(利府町ナンバー)の車両を所有していた方	○名義変更 ○廃車	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が死亡したこと及び手続きをする方が相続人であることが確認できる戸籍謄本等 ・手続きする方の本人確認書類（運転免許証等） ・相続人でない方が手続きする場合は相続人となる方からの委任状 ・ナンバープレート（廃車の場合や名義変更時に利府町ナンバーを変更したいとき） ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	税務課資産税係 1階 ④番窓口 Tel:022-767-2329
固定資産をお持ちの方	○相続人代表納税者指定	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） 	
共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされていた方	○共有代表者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） 	
未登記家屋をお持ちの方	○未登記家屋の名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ・登記をされていない家屋（未登記家屋）について所有権の移転を希望される方は、「家屋補充課税台帳登録名義人の変更申請書」にて申請していただきます。 ・添付書類は、法務局において相続による所有権移転登記を行う際に必要となる書類に準じます。内容を確認後、原本は返却します。 	

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
納税していた方 (納税義務者・納 税管理人・相続 人代表等)	○今後の納税に関す る手続・納付につ いて (口座振替の変更又 は廃止等)	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の納税通知書や領収書 ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） <口座振替の手続をされる方> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに申込される方の預貯金通帳、通帳届出印 	税務課収納整理係 1階 ④番窓口 Tel:022-767-2172

障がい福祉

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
宮城県心身障害 者扶養共済制度 に加入している 方	加入者（保護者）の方 が亡くなったとき ○年金給付請求	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった加入者(保護者)が除かれた住民票の写し ・年金受給権者(障がい者)の住民票の写し ・年金受給権者(障がい者)の振込先口座が確認できるもの ・医師が発行する死亡診断書 (原本又は原本証明されたもの) ・加入日から2年以内に亡くなった場合は、死亡診断書に代わって死亡証明書 (指定様式) 	地域福祉課 障がい福祉係 1階 ③番窓口 Tel:022-767-2148
	障がい者の方が亡くな ったとき ○弔慰金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者(保護者)の振込先口座が確認できるもの 	
	扶養共済年金受給者が 亡くなったとき ○死亡(重度障害)届	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
身体障害者手 帳、療育手帳、 精神保健福祉手 帳をお持ちの方	○手帳返還届	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の手帳 	
自立支援医療受 給者証(精神通 院)をお持ちの方	○受給者証返還届	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の自立支援医療受給者証 (精神通院) 	
更生医療受給者 証、育成医療受 給者証をお持ち の方	○受給者証返還	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の更生医療受給者証又は 育成医療受給者証 	

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
特別障害者手当 障害児福祉手当 特別児童扶養手 当を受給してい た方	○資格喪失届 ○資格消滅届	・相続される方の振込先口座が確認できるもの	地域福祉課 障がい福祉係 1階 ③番窓口 Tel:022-767-2148
受給者証(障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援)をお持ちの方	○受給者証返還	・亡くなった方の受給者証	
高額障害福祉サービス等給付費が該当になる方	○高額障害福祉サービス費の振込口座の変更	・相続される方の振込先口座が確認できるもの	
福祉タクシー利用料助成を受けていた方	○福祉タクシー利用券返還	・亡くなった方の福祉タクシー利用券	
障害者自動車ガソリン等費用補助を受けていた方	○請求手続	・亡くなった方の自動車ガソリン等費用補助資格認定証 ・相続される方の振込先口座が確認できるもの ・未請求分のレシート(領収書)	
障害者医療費助成を受給していた方	○受給資格証の返還 ○振込口座の変更	・亡くなった方の障害者医療費受給資格証 ・相続される方の振込先口座が確認できるもの	
NHK 受信料の免除を受けていた方	○NHK 受信料の名称変更、解約	・NHK に連絡し、手続を行ってください。	NHK ふれあいセンター Tel:0570-077-077
有料道路障害者割引を受けていた方(ETC利用者)のみ	○障害者割引の登録 削除依頼	・有料道路 ETC 割引登録係に連絡してください。	有料道路 ETC 割引登録係 Tel:045-477-1233

子ども

対象者	手続の内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
児童手当（公務員を除く）			子ども支援課 子ども給付係 1階 ③窓口 TEL:022-767-2193
支給対象の児童の方	○受給事由消滅 ○減額改定	・ 特になし	
受給していた保護者の方	○受給事由消滅 ○未支払請求 ○認定請求	・ 個別の状況に応じてご案内します。	
児童扶養手当			
支給対象の児童の方	○資格喪失 ○額改定（減額）	・ 資格喪失の場合は児童扶養手当証書	
受給していた保護者の方	○死亡届兼未支払手当請求 ○新規認定請求	・ 個別の状況に応じてご案内します。	
子ども医療費助成			
受給していた児童の方	○受給資格証の返還	・ 亡くなった方の子ども医療費受給資格証	
受給していた児童の保護者の方	○世帯員の変更 ○振込口座の変更	・ 個別の状況に応じてご案内します。	
母子・父子家庭医療費助成			
受給していた児童の方	○受給資格証の返還 ○振込口座の変更	・ 亡くなった方の母子父子家庭医療費受給資格証 ・ 保護者又は相続人となる方の振込先口座が確認できるもの	
受給していた保護者の方	○受給資格証の返還 ○振込口座の変更	・ 個別の状況に応じてご案内します。	
就学援助を受給されていた保護者の方又は対象児童の方	○就学援助変更申請	・ 個別の状況に応じてご案内します。	教育委員会事務局 教育総務課学事係 2階 ⑩窓口 TEL:022-767-2179
認可保育園の保護者の方	○支給認定申請	・ 個別の状況に応じてご案内します。	子ども支援課保育係 1階 ③窓口 TEL:022-767-2196

町営住宅

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
契約者が亡くなり、引き続き町営住宅に入居される同居親族	○町営住宅入居承認	・個別の状況に応じてご案内します。	施設管理課 住宅公園係 1階 ⑤窓口 Tel:022-767-2121
契約者本人が亡くなり、町営住宅を退去される方	○町営住宅明渡し	・個別の状況に応じてご案内します。	
町営住宅に入居の同居親族が亡くなった方	○町営住宅同居者異動届出	・町営住宅同居者異動届 ・町営住宅入居者緊急時の連絡先 (独居になる場合)	

上下水道・浄化槽

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
水道(給水装置)を利用していた方	○給水装置使用者変更 ○閉栓 ○支払方法変更	・使用者等異動届(届出者の印鑑) ・給水使用開始・中止届	上下水道課経営係 1階 ⑦窓口 Tel:022-767-2126
給水装置を所有していた方	○給水装置継承届	・新たに所有者となる方の印鑑(認印)	
浄化槽を使用していた方	○使用者変更届 ○休止届	・新たに住宅所有者(使用者)となる方の印鑑(認印)	上下水道課管理係 1階 ⑦窓口 Tel:022-767-2126

その他(役場で行う手続き)

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
町営墓地を使用していた方	○墓地使用权継承申請	・個別の状況に応じてご案内します。	生活環境課 環境衛生係 1階 ②窓口 Tel:022-767-2119
犬を所有していた方	○所有者の変更	・個別の状況に応じてご案内します。	

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
亡くなられた方のごみの処理(持込)をされる方	○ごみ処理の申込	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物搬入許可申請書の記入をお願いします。 ●同居の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・持込される方の本人確認書類(運転免許証等) ●同居ではない場合(親族、成年後見人の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・持込される方の運転免許証 ・亡くなられた方名義の公共料金の領収書等ごみが発生した住所が確認できるもの 	
農地を相続された方	○農地法第3条の3第1項の規定による届出	<ul style="list-style-type: none"> ・相続した農地の登記事項証明書 ・住民票抄本(所有者の現住所が登記事項証明書に記載されている住所と異なる場合) 	農業委員会事務局 1階 ⑥窓口 Tel:022-767-2191

その他（役場で行う支援制度）

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
原則18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童を養育している方	○児童扶養手当	父又は母が死亡し、今後児童を養育していく父又は母が認定請求できる場合があります。 個別の状況に応じてご案内します。	子ども支援課 子ども給付係 1階 ③窓口 Tel:022-767-2193
満18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童がいる方	○母子・父子家庭医療費助成	一人親家庭等に対する医療費の助成を受けることができる場合があります。 個別の状況に応じてご案内します。	
公立小中学校に在学する児童生徒がいる方	○就学援助	経済的な理由によりお子さんを公立小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費等の費用の一部を町が援助する制度です。 個別の状況に応じてご案内します。	教育委員会事務局 教育総務課学事係 2階 ⑩窓口 Tel:022-767-2179
経済的に生活がお困りの方	○相談	経済的に生活がお困りの方は、右記にご相談ください。	地域福祉課 福祉総務係 1階 ③番窓口 Tel:022-767-2148

その他（役場以外で行う必要がある手続き）

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
遺言書	○検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	仙台家庭裁判所 (仙台市青葉区片平 1-6-1) Tel:022-745-6230
相続放棄	○相続放棄の申立	相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認（引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です。）	
預貯金口座等	○口座解凍手続き	金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。 ・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等	各金融機関等
生命保険等	○死亡保険金の請求 ○入院給付金の請求 等	保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。 ・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書 等	加入していた生命保険会社又は代理店
株式等	○名義変更	証券会社等によって必要書類は異なります。 ・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等	証券会社等
国債 (戦没者弔慰金)	○記名変更償還金 受領	・国債（又は証券保管証書） ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ・印鑑	償還金支払場所又は証券保管証書に記載の郵便局

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
普通自動車	○自動車税に関する こと ○名義変更等に関する こと	税金（自動車税）については、右記へお問い合わせください。	塩釜県税事務所 (塩竈市錦町 5-28) TEL:022-365-4191
		普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年 4 月 1 日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	東北運輸局 宮城運輸支局 (仙台市宮城野区扇 町 3-3-15) TEL: 022-235-2517 (自動音声案内) TEL:050-5540-2011 (検査・登録業務案内)
軽四輪及び二輪 (125 cc以上)	○名義変更 ○廃車	右記へお問い合わせください。 ※毎年 4 月 1 日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	【軽四輪】 軽自動車検査協会 宮城主管事務所 (仙台市宮城野区中野 四丁目 1 番地の 38) TEL:050-381-1830 (コールセンター) 【二輪】 東北運輸局 宮城運輸支局 (仙台市宮城野区扇町 3-3-15) TEL: 022-235-2517 (自動音声案内) TEL:050-5540-2011 (検査・登録業務案内)
国税関係	○相続税・所得税・ 消費税申告手続	右記へお問い合わせください。	塩釜税務署 (塩竈市旭町 17-15) TEL:022-362-2151 (自動音声)
不動産登記関係	○土地・家屋等移転 登記	右記へお問い合わせください。	仙台法務局塩竈支局 (塩竈市袖野田町 3- 20) TEL:022-363-0065

対象者	手続きの内容	必要なもの	受付窓口 問合せ先
固定電話 (NTT 東日本)	○契約承継・解約	NTT 西日本の場合（まずは、右記へ連絡してください。） ・契約者の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本の写し ・契約者と相続人の関係が確認できる戸籍謄(抄)本の写し	(NTT 東日本の場合) 局番なし 116
固定電話 (NTT 東日本以外)	○名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
携帯電話	○名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
インターネット	○名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
NHK受信料	○名義変更・解約	NHK に連絡し、手続きを行ってください。	NHK受信料 ふれあいセンター TEL:0120-151515 (受信契約フリーダイヤル)
電気・ガス料金	○名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
運転免許証	○返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	塩釜警察署 TEL:022-362-4141 宮城県運転免許センター TEL:022-373-3601
パスポート	○返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	宮城県パスポートセンター（宮城県庁1階） TEL:022-211-2278
クレジットカード	○解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
ケーブルテレビ	○名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
手続きに要する 証明書等について	<p>○手続きに必要な書類の中には役場で発行できるもの(戸籍、住民票・税に関する証明書等)があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから役場にお越しになると手続きが進みやすくなります。</p> <p>○戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。</p> <p>○戸籍、住民票、印鑑証明書等：町民課戸籍住民係 1階①番窓口（印鑑証明書の交付には、必ず『印鑑登録カード』の提示が必要です。）</p> <p>○所得証明書、課税証明書等：税務課 1階④番窓口</p> <p>○証明書の発行には所定の手数料がかかります。</p>		

◆◇◆ 委任状に関するご案内 ◇◇◆

死亡に伴う年金手続きや、戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を**代理の方**が行われる場合は委任状が必要となりますので、次頁の委任状を作成の上切り離してご利用ください。

【掲載している委任状の様式】

○ 死亡に関する手続用

※ 委任状は任意の様式でも有効です。

※ 年金事務所での手続を代理の方が行う場合は、別途年金手続専用の委任状が必要となります。

年金事務所用の委任状は、年金機構のホームページ又は町民課国保年金係で配布しています。

【お問い合わせ】

○ 戸籍（除籍）謄本・住民票について

町民課戸籍住民係 TEL：022-767-2118

○ 年金手続について

町民課国保年金係 TEL：022-767-2340

○ 税に関する証明書について

税務課 TEL：022-767-2117

委任状

(代理人)

氏名

生年月日 M・T・S・H 年 月 日

住所

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 住民票の写しの交付請求及び受領（マイナンバーの記載 有 ・ 無 ）
- 戸籍謄本・抄本（除籍・改製原戸籍含む）・戸籍の附票の交付請求及び受領
- 身分証明書の交付請求及び受領
- 住民票異動（マイナンバーカードの記載事項変更を含む）に関する事
-

(委任者)

記入日 令和 年 月 日

氏名

印

生年月日 M・T・S・H 年 月 日

住所

(注意事項)

- ※ 証明書や手続きを代理人に委任する際に必要な書類です。
- ※ 本書類は**委任者**がご記入ください。
- ※ 委任する項目の□にチェック（印）をつけてください。
- ※ **マイナンバー記載の住民票を請求する場合は、その旨の記載が必要**です。記載がない場合は発行できません。マイナンバー記載の住民票は**委任者あてに郵送**で交付いたします。

委任状

(代理人)

氏名 利府 太郎

生年月日 M・T・S (H) 元年 5月 20日

住所 利府町〇〇字〇〇〇三丁目 2番地 1

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 住民票の写しの交付請求及び受領(マイナンバーの記載 有・(無))
- 戸籍謄本・抄本(除籍・改製原戸籍含む)・戸籍の附票の交付請求及び受領
- 身分証明書の交付請求及び受領
- 住民票異動(マイナンバーカードの記載事項変更を含む)に関すること
-

(委任者)

記入日 → 令和3年4月1日

氏名 佐藤 花子 (印)

生年月日 M・T・(S)・H 36 年 4 月 1 日

住所 利府町〇〇字〇〇〇〇丁目〇〇番地〇〇

(注意事項)

- ※ 証明書や手続きを代理人に委任する際に必要な書類です。
- ※ 本書類は**委任者**がご記入ください。
- ※ 委任する項目の□にチェック(✓印)をつけてください。
- ※ **マイナンバー記載の住民票を請求する場合は、その旨の記載が必要**です。記載がない場合は発行できません。マイナンバー記載の住民票は**委任者あてに郵送**で交付いたします。